

(公社) 北海道トラック協会
セーフティ通信
 ～ストップ・ザ・交通事故～

第1582号
 R02. 10. 28
 (公社) 北海道トラック協会
 TEL (011) 511-9784
 FAX (011) 521-5810
 HP アドレス <http://www.hta.or.jp/>

事業用トラックによる **過積載運行の防止**

トラックの過積載は、**交通事故、道路や橋架の損傷、騒音・振動・CO2の排出**による**環境への悪影響**などの重大要因となります。

◆ 過積載の危険性

- 空荷、定積載時に比べ**制動距離が延びる**
- 衝突・時の重量、速度に比例し**衝撃力が増大**する
- フェード現象で**ブレーキの効きが極端に悪化**する
- **バランスを崩し横転、荷崩れ**が起きやすい
- **ジャックナイフ現象**で連結部が折れ曲がりやすい
- 耐荷重を超える過積載で**タイヤや車軸破損リスクが増加**

◆ 普通車・大型車の過積載違反に対する処分概要

過積載の程度	大型車・中型車		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

6点は、**免許停止**、罰則は**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

- 事業者への罰則(懲役又は罰金、行政処分)
 - ・ 使用制限令違反、過積載下命容認、標章破損、汚損、除去～罰則
 - ・ **車両使用制限、営業所使用停止、事業の取消し** 等～行政処分
 - 道路法(車両制限令)違反の**ペナルティ**
 - ・ **違反講習会、高速道路使用料金割引停止、悪質違反の告発**
- ※ 詳細は、道路交通法、道路法、貨物自動車運送事業法等参照願います。

事業者の皆様へ

- 積載に関する法令を遵守するとともに下記事項に留意してください。
 - ・ 運転者に対し、**出荷時に積載物の重量を確認**する等の指導をする。
 - ・ **過積載**となるような**運送契約**をしない。
 - ・ **過積載**を前提とした**運行計画**を立てない。
 - ・ **不正改造車両**を使用しない。
 - ・ **積載状況記録**を作成・保管する。(車両総重量8t以上又は最大積載量5トン以上)